

札幌市動物の愛護及び管理に関する条例・ 同条例施行規則（案）

～人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろを目指して～



平成27年 月 日

札幌市

条例制定の背景

基本構想における目標

人と動物が共生する社会の実現 “人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ”

近年、犬猫等のペットは単なる愛玩の対象から「家族の一員」として、飼い主と深い関わりを持つようになってきましたが、その一方で、ペットによる迷惑行為（犬の鳴き声、糞の放置、飼い主のいない猫への餌やり等）や多頭飼養の崩壊（※）、虐待事件の社会問題化など、様々な問題が発生しています。

札幌市では、国の施策や北海道動物愛護管理推進計画等に基づいて動物愛護管理行政を展開していますが、札幌市においてもペットに関する様々な問題が顕在化しており、また、札幌市が収容する犬猫の頭数は、以前に比べ減少しているものの、その数は決して少ないものではありません（15ページ参照）。

そこで、札幌市では、札幌市の基本的な考え方など、今後の取組の方向性を示す「札幌市動物愛護管理基本構想」（以下「基本構想」という。）を平成27年5月に策定し、「人と動物が共生する社会の実現」を目標に掲げ、動物（ペット）の飼養の有無にかかわらず、全ての人が動物愛護精神を育み、飼い主等のマナー向上にも積極的に取り組んでいくこととしています。

この度、札幌市では、札幌市の実情に合わせ、基本構想を踏まえて行政（市）、市民、動物取扱業者及び動物関係団体の役割を明確にするとともに、基本構想の3つの基本施策等を盛り込んだ「札幌市動物の愛護及び管理に関する条例（仮称）（以下「新条例」という。）」及び「札幌市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（仮称）（以下「新規則」という。）」を制定し（以下これらを「新条例等」という。）、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）」等と併せて、「人と動物が共生する社会の実現」と基本構想で掲げる課題の解決に向けて、動物（ペット）に関する様々な問題に対処してまいります。

なお、新条例等の制定に伴い、「札幌市畜犬取締り及び野犬掃とう条例（昭和46年札幌市条例第44号。以下「市畜犬条例」という。）」及び「札幌市畜犬取締り及び野犬掃とう条例施行規則（昭和47年札幌市規則第18号。以下「市畜犬規則」という。）」は廃止します。

※多頭飼養の崩壊 … 繁殖や譲渡等により飼養する動物の数が増え、飼い主が管理できなくなる状態

【言葉の定義】

動物 : 法第44条第4項各号に掲げる動物をいう。(牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる。このほか、哺乳類、鳥類及びは虫類で人が占有する動物)

飼い主 : 動物の所有者又は占有者をいう。

* 占有者 : ペットショップの従業員等の所有者以外で動物を飼養(保管を含む。以下同じ。)する者

動物関係団体 : 動物に関する活動、教育又は調査研究を行うボランティア団体や大学等の民間団体及び教育機関(いずれも法人に限る。)をいう。

動物取扱業者 : ペットショップ等の法第12条第1項第3号に規定する第一種動物取扱業者及び動物保護団体等の法第24条の3第1項に規定する第二種動物取扱業者をいう。

条例の目的

新条例は、動物愛護管理に関して必要な事項を定めることにより、市民の動物に対する愛護の意識の高揚を図り、動物の健康及び安全を保持し、動物の福祉の向上を推進するとともに、動物の取扱いにより人に及ぼす迷惑及び動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止することにより、「人と動物が共生する社会の実現」に寄与することを目的とします。

基本構想の3つの基本施策

1. 動物愛護精神の涵養 《動物愛護の精神を育む》
2. 動物の適正管理の推進 《飼い主による適正管理》
3. 動物の福祉向上 《飼育環境の質の向上》

新条例等の内容のポイント

新条例等は、既存の市畜犬条例、市畜犬規則、「北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下「北海道条例」という。）」及び「北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成13年北海道規則第109号。以下「北海道規則」という。）」等で規定されている事項をおおむね踏襲するとともに、札幌市の現在の実情に合わせ、一部内容を拡充するなどしております。これらの既存の規程との主な変更点は、次のとおりです。

1. 行政（市）、市民、動物取扱業者及び動物関係団体等の動物愛護管理に関する責務の追加
2. 動物の飼い主の遵守事項の拡充・強化
3. 飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項の追加
4. 多頭飼養の届出義務の追加及び届出違反者に対する過料の設定
5. 札幌市動物愛護管理推進協議会（仮称）の設置
6. 犬猫の引取手数料及び収容した猫の返還手数料の徴収
7. 罰則の見直し・強化

1. 行政（市）、市民、動物取扱業者及び動物関係団体等の動物愛護管理に関する責務の追加

行政（市）、市民、動物取扱業者及び動物関係団体等の責務を明確化します。

「人と動物が共生する社会の実現」のためには、行政（市）、市民、動物取扱業者及び動物関係団体等のそれぞれの責務を明確化するとともに、これらが連携・協働できる体制を構築し、一体となって動物愛護管理に関する取組を推進する必要があります。

(1) 行政（市）の責務

「人と動物が共生する社会」の実現のためには、行政（市）を中心として、市民及び動物関係団体等が一体となって動物愛護管理に関する取組を進めていく必要があります。

また、市民一人一人に動物愛護管理についての関心を持ってもらうためにも、行政（市）は、この普及啓発を充実させるとともに、若い世代の教育や活動の担い手となる人材の育成に取り組む必要があります。

このことから、新条例に基づき、新たに行政（市）に次のことを責務として課すこととします。

ア 動物愛護管理に係る普及啓発等の必要な施策の策定・実施に努めること

(ア) 市民及び事業者等の学習の機会の提供、広報活動の充実

(イ) 動物愛護教育の推進

(ウ) 普及啓発に係る人材の育成

イ 市民、動物取扱業者及び動物関係団体が互いに連携・協働し、施策を実施するための調整を行うこと

ウ 国、他の地方公共団体その他の関係団体等との密接な連携に努めること

エ 動物愛護管理に関する施策の推進に必要な財政上の措置及び必要な施設等の整備に努めること

(2) 市民の責務

「人と動物が共生する社会」の実現のためには、市民一人一人が動物の飼養の有無にかかわらず、動物が命あるものとの認識をしてその愛護に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努める姿勢が求められます。

このことから、新条例に基づき、新たに市民の皆さんに次のことを努力義務として課すこととします。

- ア 動物愛護管理に対する理解と実践
- イ 市政への積極的な参加、協力

(3) 動物取扱業者の責務

動物の販売等の業を行う事業者は、直接市民と関わる者であり、動物愛護管理の普及啓発に重要な役割を果たすとともに、動物を飼養する良い見本となる必要があります。

このことから、新条例に基づき、新たに動物取扱業者に次のことを努力義務として課すこととします。

- ア 動物愛護管理に関する普及啓発等の自主的取組の施策・実施
- イ 取扱動物の福祉の向上（健康と安全の保持）

また、法に基づき、一部の動物取扱業者（第一種動物取扱業者）が事業所ごとに設置することを義務付けられている「動物取扱責任者（※）」に対して新たに次のことを義務付けることとします。

※ 動物取扱責任者とは、事業所ごとに配置される専属の常勤職員で、業務を適正に営むために必要な知識や技術に関して一定の資格要件を満たした職員のうち、第一種動物取扱業者が選任する者のことです。

ウ 動物取扱責任者は、機会あるごとに講習を受講するなど、常に動物に関する知識の研さんに励み、その資質の向上に努めるとともに、動物及び飼養施設（動物の飼養のための施設のことをいいます。）の管理に関わる者を指導すること。

(4) 動物関係団体の責務

動物愛護管理の普及啓発等の活動においては、ボランティア団体、大学等の教育機関及び獣医師会等の協力が必要不可欠であるとともに、動物の有識者等の立場として、これらに関し自主的な取組を実施する必要があります。

このことから、新条例に基づき、新たに動物関係団体に「動物愛護管理に関し、新条例の目的に則した、普及啓発等の自主的な取組を実施すること」を努力義務として課すこととします。

(5) その他

行政（市）、市民及び動物関係団体は、地震、火災その他の災害が発生した場合は、相互に協力して動物の救助に努めるべき義務を課すこととします。

2 動物の飼い主の遵守事項の拡充・強化

動物の飼い主の遵守事項を拡充・強化し、飼養環境の質の向上を図ります。

札幌市では、動物が少しでも幸せに暮らせるようにするため、動物の生活の質の向上を目指し、動物の飼い主に対して飼養環境の適正化を図るよう指導していくことは大変重要であると考えています。

また、近年飼い主の管理不足が原因で、人や動物の命に係わる重大事故が発生しています。

そこで、新条例等では、動物の飼い主の遵守事項について、法の規定を踏まえつつ、その内容を拡充・強化することにより、動物による人等への危害の防止及び動物の飼養環境の質の向上を図ることとします。

(1) 動物の飼い主の遵守事項で新たに追加するもの

動物の飼い主は飼養する動物の飼養環境の質の向上に努めるべきと考えられることから、次のことを新たに義務付けることとします。

- ア 動物の種類、性質等に応じた給餌給水、運動及び休息等を確保し、その健全な成長及び本来の習性の発現を図るよう努めること。
- イ 動物の健康状態に常に留意し、必要に応じて獣医師による治療等の措置を講ずること。
- ウ 幼齢期の社会化の促進のため、犬及び猫については生後8週間の間は親子を共に飼養するよう努めること。
- エ 動物の訓練、しつけ等は、動物の種類、性質等を考慮した適切な方法で実施し、みだりに、殴打、酷使をすること等は、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。
- オ 動物の輸送については、動物の種類、性質等を考慮して、適切な方法で実施し、動物の健康管理・事故の防止等に努めること。
- カ 飼養する動物の数は、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。

(2) 犬の飼い主の遵守事項で新たに追加するもの

ア 犬の排せつ等に係る遵守事項

- (ア) 犬を運動させ、又は移動させるために飼養施設の敷地外に連れ出す場合は、排せつを事前に済ませてから連れ出すよう努めること。
- (イ) ふん等処理するための用具を携行するなどして、これを速やかに処理すること。

イ 犬を運動又は移動させる場合の規定の追加

犬の飼い主は、飼い犬が人等へ危害を加えないようにしなければなりません。

近年、札幌市においても飼い主が犬を制御できなかったために、人や動物の命に関わる重大な事故が発生していることから、次のことを新たに義務付けることとします。

- (ア) 犬を運動させ、又は移動させる場合は、犬を制御できる者がこれらを行うこと。

ウ 係留の強化

犬については、狂犬病のまん延の防止、人等への危害の防止、犬の健康と安全の保持等のため、一部の場合を除き、係留（※）しなければなりません。

※ 係留とは、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、次の方法により当該動物を逸走させないようにすることをいう。

- ア 動物を丈夫な綱、鎖等で固定した物につなぎ、又は保持する。
- イ 動物を住居、柵又はおりその他の囲いの中に収容する。

(ア) 犬の訓練・運動・移動時の係留不要の要件を厳格化

従前は、犬の訓練・運動・移動時の係留については、人等に危害を加えるおそれのない場所又は方法のどちらかに該当していれば係留不要でしたが、新条例では、このどちらにも該当していなければ係留を必要とするとともに、これまでも公園、道路等の公共の場所は不特定多数の市民が利用するため係留を必要としていましたが、その旨を新条例に明記します。

エ 特定犬を飼養する者の義務

札幌市では、ジャーマン・シェパードや土佐犬による人や動物の生命に関わる重大事故が発生していることから、そのおそれが高い犬を「特定犬」として取り扱い、規制を強化する必要があります。

※ 特定犬

土佐犬、秋田犬、紀州犬、ジャーマン・シェパード、ドーベルマン、グレート・デーン、アラスカン・マラミュート、マスチフ又はアメリカン・スタッフォードシャー・テリア(アメリカン・ピット・ブルテリアを含む。)に属する犬及び市長が指定した犬

具体的には、特定犬を飼養する者に対しては、通常の犬の遵守事項に加えて、次のことを新たに義務付けることとします。

- (ア) 柵又はおりその他の囲いの中で飼養する場合は、これらは堅固な材料で造られたものとし、その出入口に錠を設けること。
- (イ) 丈夫な綱、鎖等で固定した物につないで飼養する場合は、飼い主以外の者が容易に近づけないようにすること。
- (ウ) 飼い主以外の者に対し特定犬を飼養していることに関して注意を喚起する標識を掲示すること。

※ 上記(ア)から(ウ)までの遵守事項に違反した場合には、札幌市から勧告・命令を受ける場合があります、命令の違反者については、その他の動物の飼養に係る命令違反（特定動物に係るものを除く。）と同様の罰則が科されます（20万円以下の罰金）。

(3) 猫の飼い主の遵守事項で新たに追加するもの

札幌市では、毎年、飼い主の分からない多くの猫が収容されますが、元の飼い主が見つかることはほとんどありません（収容された猫の返還率は0.1%）。

こうした状況を踏まえ、次のことを新たに義務付けることとします。

- ア 猫を屋外に出す場合には、首輪、名札、マイクロチップ等により、自己の所有を明らかにするための措置を講じること

3. 飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項の追加

飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項を定め、その責任と自覚を促します。

○ 飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項

飼い主のいない猫に無責任に繰り返し餌を与えることにより、地域に猫が住み着き、ふん尿被害など、様々な問題が発生しております。

そこで、飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者は飼い主と同等の義務を負うべきであると判断し、次のことを新たに義務付けることとします。

- ア 周辺的生活環境を保全し、猫がみだりに繁殖することを防止するため、避妊手術、去勢手術その他の措置を講じるよう努めること。

- イ 近隣住民など、猫の飼養の影響が及ぶ者に対し、猫を保護すること等の目的や意図を説明し、餌を与える行為についての理解が得られるよう努めること。

※新条例等で規定する飼い主の遵守事項一覧

新条例等での規定	現行との比較
①飼い主の遵守事項	
● 動物の種類、性質等に応じた給餌給水、運動及び休息等を確保し、その健全な成長及び本来の習性の発現を図るよう努めること	新たに追加 (北海道条例を強化)
● 動物の健康状態に常に留意し、必要に応じて獣医師による治療等の措置を講ずること	新たに追加
● 動物の種類、性質等に応じた飼養施設を設け、これを適正に維持管理すること	北海道条例のとおり
● 幼齢期の社会化の促進のため、犬猫については生後8週間の間は親子を共に飼養するよう努めること	新たに追加
● 動物の訓練、しつけ等は、動物の種類、性質等を考慮した適切な方法で実施し、みだりに、殴打、酷使をすること等は、虐待となるおそれがあることを十分認識すること	新たに追加
● 動物の輸送については、動物の種類、性質等を考慮して、適切な方法で実施し、動物の健康管理・事故の防止等に努めること	新たに追加
● 飼養する動物の数は、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること	新たに追加
● ふん、毛又は羽毛等を適正に処理し、飼養施設等の汚染を防止すること	北海道条例のとおり
● 異常な鳴き声、体臭等による人への迷惑を防止すること	北海道条例のとおり
● 動物が死亡した場合は、その死体を適正に処理すること	北海道条例のとおり
● 動物が逸走した場合には、捜索し、収容するよう努めること	北海道条例のとおり
● 飼養する動物を捨てないこと	市畜犬条例のとおり ※ただし、市畜犬条例の対象は犬のみ
● 動物を譲渡する場合は、離乳後に譲渡すること	北海道条例のとおり
● 継続して飼養することが困難となった場合には、譲渡先を自ら探し、終生飼養されるよう努めること	北海道条例のとおり
● 地震、火災等の災害が発生した場合には、飼養する動物の保護及び当該動物による事故の防止に努めること	北海道条例のとおり
②犬の飼い主の遵守事項	
● 犬を運動させ、又は移動させるために飼養施設の敷地外に連れ出す場合は、排せつを事前に済ませてから連れ出すよう努めるとともに、ふん等を処理するための用具を携行するなどして、これを速やかに処理すること	新たに追加
● 犬を運動させ、又は移動させる場合は、犬を制御できる者がこれらを行い、常に犬を監視するとともに、かむ癖のある犬には口輪をかける等の適切な措置を講ずること	新たに追加 (市畜犬条例を強化)
● 犬を飼養している場所の周辺には、門標（犬シール）等の掲示により犬を飼養している旨を表示すること	市畜犬条例のとおり
● 犬は原則として係留すること	市畜犬条例のとおり
※ 係留が不要な場合 ① 警察犬、狩猟犬、盲導犬等の使役犬をその目的のために使用するとき ② 人等に危害を加えるおそれのない場所（公園、道路その他の公共の場所を除く。）及び方法で犬を訓練し、又は運動し、若しくは移動させるとき ③ 曲芸、展覧会等の催しを行う目的のために犬を使用するとき（人等に危害を加えるおそれのない場合に限る） ④ ①～③のほか、市長の許可を受けたとき	新たに追加 (市畜犬条例を強化)

新条例等での規定	現行との比較
<p>※係留の方法等の遵守事項について</p> <p>①係留は、犬が飼い主以外の者に接触しないように行うこと</p> <p>②柵、塀等で敷地を囲うことにより犬を係留する場合であって、当該敷地内を通行しなければ犬の飼い主に連絡をすることができない場合は、①のほか、呼び鈴を設けるなど、犬の飼い主に連絡することができる措置を講じること</p> <p>③首輪、綱、鎖、おり、柵等の係留のための器具又は器材をその目的が十分満たされるよう、次のとおり使用し、整備し、及び管理すること</p> <p>ア 係留のための器具又は器材を点検し、必要に応じてこれらの調節又は修繕を行うこと</p> <p>イ 綱、鎖等のみで係留する場合には、それらの長さを2メートル以内とすること</p>	<p>新たに追加 (市畜犬条例・市畜犬規則を強化)</p>
<p>● 特定犬を柵又はおりその他の囲いの中で飼養する場合は、これらは堅固な材料で造られたものとし、その出入口に錠を設けること</p>	<p>新たに追加</p>
<p>● 特定犬を丈夫な綱、鎖等で固定した物につないで飼養する場合は、飼い主以外の者が容易に近づけないようにすること</p>	<p>新たに追加</p>
<p>● 特定犬の飼い主は、飼い主以外の者に対し注意を喚起させる標識を掲示すること</p>	<p>新たに追加</p>
<p>● 犬の飼い主は、飼い犬が人又は他の動物をかんだ場合は、直ちに、事故の再発防止のための適切な措置を講じ、その旨を市長に届け出るとともに、当該飼い犬を獣医師に検診させること</p>	<p>市畜犬条例のとおり</p>
<p>● 犬にかまれたときは、そのかまれた者若しくはそのかまれた動物の飼い主又はその代理人は、事故の発生について市長に届け出ること</p>	<p>市畜犬条例のとおり</p>
<p>③猫の飼い主の遵守事項</p>	
<p>● 疾病の感染、不慮の事故を防止し、猫の健康及び安全を保持するとともに、周辺的生活環境を保全するため、室内で飼育するよう努めること</p>	<p>北海道条例のとおり</p>
<p>● 猫を屋外に出す場合は、みだりに繁殖することを防止するため、避妊・去勢手術等を行うよう努めること</p>	<p>北海道条例のとおり</p>
<p>● 猫を屋外に出す場合は、首輪、名札、マイクロチップ等により、自己の所有を明らかにするための措置を講じること</p>	<p>新たに追加</p>
<p>● 飼い主のいない猫に餌を与える者は、避妊手術、去勢手術その他の措置を講ずるよう努めること</p>	<p>新たに追加</p>
<p>● 飼い主のいない猫に餌を与える者は、近隣住民その他の飼養の影響が及ぶ者の理解が得られるよう努めること</p>	<p>新たに追加</p>
<p>④特定動物の飼い主の遵守事項</p>	
<p>● 特定動物の種類、数、習性等に応じて適正に飼養すること</p>	<p>北海道条例のとおり</p>
<p>● 逸走時における捕獲方法及び近隣住民の避難誘導方法や人身事故発生時の救急処置の方法を確立しておくこと</p>	<p>北海道条例のとおり</p>
<p>● 捕獲等のための非常用器材を備え付け、かつ、これを常に使用できるように整備しておくこと</p>	<p>北海道条例のとおり</p>
<p>● 地震、火災等の災害が発生した場合の逸走防止対策及び特定動物の避難方法の確立すること</p>	<p>北海道条例のとおり</p>
<p>● 逸走時においては、市長及び警察等の関係機関への報告を直ちに行うほか、人等に対する危害を防止する措置を講じること</p>	<p>北海道条例のとおり</p>
<p>● 人身事故等の発生時には市長に届け出ること</p>	<p>北海道条例のとおり</p>

※特定動物 … トラ、ワニ等の人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物

4. 多頭飼養の届出義務の追加及び届出違反者に対する過料の設定

**犬猫を合計10頭以上飼養する場合は届出が必要になります。
※違反者には5万円の過料が科されます。**

(1) 多頭飼養の届出義務の追加

近年、札幌市においても犬猫の多頭飼養が崩壊する事例が発生しており、これが原因で収容される犬猫が多くあります。

これに対しては、多頭飼養を原因とする周辺住民への迷惑防止や飼養される犬猫の健康と安全の確保のためにも、犬猫の多頭飼養の実態を行政（市）が事前に把握し、飼い主へ適切な指導等を行うことが必要となります。

そこで、新条例等に基づき、犬猫（生後90日以内のものを除く。以下①～③において同じ。）を合計10頭以上飼養する者に対して、次のことを新たに義務付けることとします。

① 犬猫を合計10頭以上飼養している場合は、犬猫が合計10頭以上になった時から30日以内に市長に届け出ること。

なお、動物取扱業者、市、大学、製薬会社等は届出の対象外とし、新条例等の施行時（平成28年10月1日予定）に、既に犬猫を合計10頭以上飼養する者に対しては、新条例等の施行日から60日以内に届出をしなければなりません（届出違反の場合には5万円以下の過料が科されます。）。

② 届出をした事項に変更があった場合は、その変更があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出ること（10頭未満にならない場合の飼養数の減少や5頭未満の数の増加等の軽微な変更を除く。）。

③ 届出の対象となる飼養数を下回った場合は、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出ること。

(2) 過料の設定について

犬猫の多頭飼養による問題に対しては、行政（市）が多頭飼養の実態を正確に把握することにより、飼い主に適切な指導を行うなどして、犬猫の適切な飼養が図られる結果、その解決に結びつくことが期待できます。

そこで、行政指導の実効性を担保するため、犬猫の多頭飼養の届出違反については、行政罰である過料を科すこととします。

※違反時の過料：5万円以下（上記(1)の①及び②の違反の場合に限る。）

5. 札幌市動物愛護管理推進協議会（仮称）の設置

附属機関（※）として、「札幌市動物愛護管理推進協議会（仮称）」を設置します。

新条例に基づき、行政（市）、市民及び動物関係団体等が連携・協働して施策を推進する場及び札幌市の動物愛護管理に関する施策の推進について、第三者が評価・助言・提案できる場として、有識者や市民で構成される「札幌市動物愛護管理推進協議会（仮称）」を設置します。

※ 附属機関とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、特定の事項についての審査、諮問又は調査等のために地方公共団体に設置される機関のことをいいます。

6. 犬猫の引取手数料及び収容した猫の返還手数料の徴収

飼養できなくなった犬猫の引取手数料と収容した猫の返還手数料を徴収します（金額は未定）。

既に市畜犬条例等で規定されている手数料（収容した犬の返還手数料等）のほか、新条例に基づき、新たに「飼養できなくなった犬猫を引き取る場合の引取手数料」及び「収容した猫の返還手数料」を負担していただきます。なお、金額については未定です。

○ 手数料徴収の理由

ア 犬猫の引取手数料

札幌市では、現在、飼い主から犬猫を引き取る場合の手数料が無料となっていますが、終生飼養の原則に反して飼養できなくなった犬猫の引取りを依頼する飼い主に対しては、受益者負担の観点から当該犬猫の引取りに要する費用を飼い主に負担していただきます。

なお、この引取手数料については、北海道及び札幌市以外のすべての指定都市で徴収しています。

イ 収容した猫の返還手数料

猫については、札幌市のような都市部においては、交通事故等の危険も多く、飼い猫の健康と安全を保持するためには室内で飼養するよう努めなければなりません。

市民に保護された猫については拾得者の依頼により動物管理センターが引き取り、収容する場合がありますが、これらの猫を飼い主に返還する場合にあっては、受益者負担の観点から当該猫の引取り・収容に要した費用を飼い主に負担していただきます（収容した犬については既に返還手数料を徴収しています）。

なお、収容した猫の返還手数料については、北海道及び多くの指定都市ですでに徴収しています。

7. 罰則の見直し・強化

犬による危害の防止義務に関する罰則を見直すとともに、一部その内容を強化し、違反者には「20万円以下の罰金」が科されます。

(1) 罰則の見直し・強化の理由

現状の畜犬条例では、犬の運動・移動時における監視義務違反等について「5万円以下の罰金」を、犬の係留違反等について「10万円以下の罰金又は科料」を科していますが、新条例等では、犬による重大事故（人の死亡事故を含む。）が発生している昨今の状況等を踏まえ、現状の罰則を見直した上で、一部の規定の違反者には罰則を強化し、「20万円以下の罰金」を科します。

なお、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して違反行為をしたときは、違反者のほか、その法人又は人に対しても罰金を科すこととなります。

(2) 罰則を強化し、「20万円以下の罰金」が適用となる場合

犬による危害の防止義務の違反に当たる場合は次の通りです。

① 係留不要の次の場合を除き、係留をしなかったとき。

ア 警察犬、狩猟犬又は盲導犬等の使役犬をその目的のために使用するとき。

イ 人の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれのない場所（公園、道路等の公共の場所を除く。）及び方法で犬を訓練し、又は運動し、若しくは移動させるとき。

ウ 曲芸、展覧会、協議会その他の催しを行うために犬を使用するとき（人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場合に限る。）。

エ 市長の許可を受けたとき。

② 犬を飼い主以外の者に接触しないように係留しなかったとき。

③ 柵、塀等で敷地を囲うことにより犬を係留する場合であって、当該敷地内を通行しなければ犬の飼い主に連絡をすることができない場合は、係留を犬の飼

い主以外の者に接触しないように行うほか、呼び鈴を設けるなど、犬の飼い主に連絡することができる措置を講じなければならないが、当該措置を講じなかったとき。

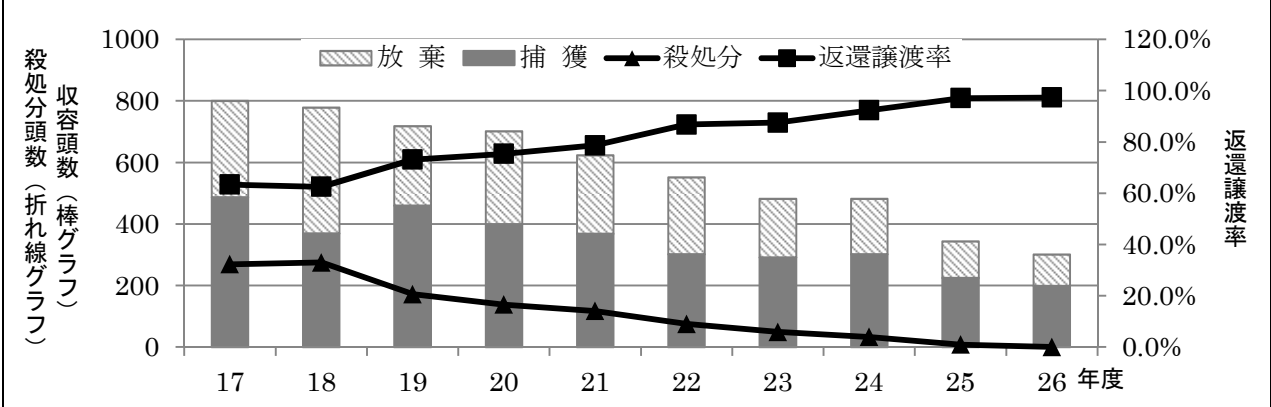
※ 罰則の内容については、関係庁との協議の結果、変更となる可能性があります。

新条例等の施行時期

新条例等については、平成28年10月1日の施行を予定しています。

参考：札幌市に收容された犬猫の数

図1 札幌市 犬の收容及び殺処分頭数と返還譲渡率の推移（過去10年）



〔語句説明〕

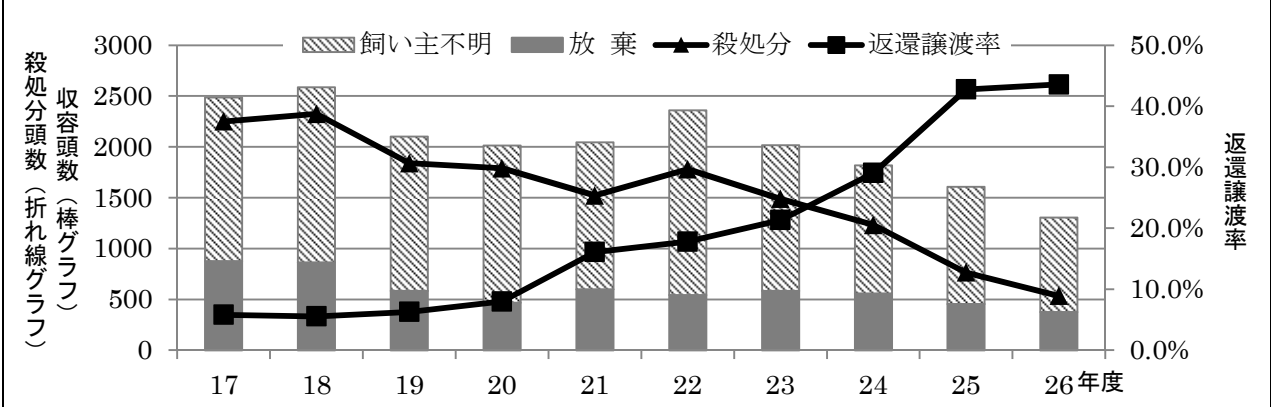
放 棄：飼い主が飼えなくなった犬を、動物管理センターで引き取ること

捕 獲：係留されていない犬を動物管理センターが保護する、市民が保護した犬を動物管理センターで引取る等、飼い主不明で動物管理センターに收容すること

殺 処 分：薬剤の過剰投与や炭酸ガスにより、致死処分にすること

返還譲渡率：收容した動物が返還（本来の飼い主に動物を返すこと）、譲渡（新しい飼い主に動物を譲り渡すこと）された割合【返還+譲渡/收容頭数×100】

図2 札幌市 猫の收容及び殺処分頭数と返還譲渡率の推移（過去10年）



〔語句説明〕

飼い主不明：市民が保護した猫を動物管理センターで引取る等、飼い主不明で動物管理センターに收容すること

放 棄：飼い主が飼えなくなった猫を、動物管理センターで引き取ること

殺 処 分：薬剤の過剰投与や炭酸ガスにより、致死処分にすること

返還譲渡率：收容した動物が返還（本来の飼い主に動物を返すこと）、譲渡（新しい飼い主に動物を譲り渡すこと）された割合【返還+譲渡/收容頭数×100】

札幌市動物の愛護及び管理に関する条例・同条例施行規則(案)

発行：札幌市保健福祉局保健所動物管理センター

〒063-0869 札幌市西区八軒 9 条東 5 丁目 1-31

TEL 011-736-6134 FAX 011-736-6137

<http://www.city.sapporo.jp/inuneko/>